

令和6年11月29日

預金口座振替をご利用の事業所様

一般財団法人 全国中小企業共済財団

「共済掛金請求のお知らせ」(圧着ハガキ)の送付対象の変更について

拝啓 時下ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

平素は共済制度にご加入賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記共済制度にご加入いただいている事業所様には、振替日(22日が金融機関休業日の場合、翌営業日が振替日)の1週間前に「共済掛金請求のお知らせ」を毎回ご送付しておりますが、今般、業務の効率化や紙資源の節減による環境保全の取り組みを図るため送付対象を見直すこととなりました。

つきましては、令和7年3月24日振替分のご案内から、前回の振替金額またはご指定振替口座に変更があった場合にのみ「共済掛金振替のお知らせ」をご送付させていただくことに変更いたします。

なお、振替不能による再振替のご案内については、従来どおりご送付いたします。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

#### 共済制度名

- ・生命共済
- ・高額生命
- ・終身医療保障
- ・ミニ医療保険R
- ・特定退職金
- ・積立金
- ・経営者退職金
- ・年金プラン

#### お問い合わせ先

共済管理部 管理1課 TEL03-3264-1511 平日9:00~17:00

以上